



4大議発第10433号

令和4年8月16日

議会運営委員長

長野元祐様

大田区議会議長

鈴木隆之

新個人情報保護法施行に伴う大田区議会における
個人情報保護の対応について（諮問）

令和3年5月の「デジタル社会形成整備法」第50条及び第51条による個人情報保護法改正により、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律を適用し、全国統一ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化されることとなっています。

これにより、地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合性を図るため、地方公共団体の機関から除外されることとなりました。そのため、議会において、条例により共通ルールに沿った自律的な措置を講じる必要があります。

このような状況を踏まえ、法改正に伴う新制度の円滑な対応を進めるため、下記事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

議会における個人情報保護条例の策定について